

商品（スタッドレスタイヤ）貸与契約 約款

（契約）

第1条 弊社のスタッドレスタイヤレンタルサービス（以下、「本サービス」と言います）のご利用にあたり、本サービス利用者様（以下、「利用者様」と言います）は、本約款の内容を確認し、その内容を承諾の上、本サービスの利用を申し込むものとします。

2 弊社が前項の申込みを確認、承諾した時に、弊社及び利用者様との間にスタッドレスタイヤレンタル契約（以下、「本契約」と言います）が成立するものとします。

（サービス内容）

第2条 本サービスにて貸し出しするスタッドレスタイヤ及び附属ホイール等（以下「レンタルタイヤ等」と言います）は、メーカー、商品等、弊社が指定するものを貸し出したします。利用者様からのレンタルタイヤ等の指定は、原則としてできません。

（レンタル料）

第3条 本サービスの利用料金（以下、「レンタル料金」と言います）は、別紙レンタルサービス申込書記載のとおりとします。

2 レンタル料金は、弊社の定める料金表に基づいて算出します。当該料金には、タイヤの装着、取り外しにかかる工賃、レンタルタイヤを装着すべき車両に当初装着されていたタイヤ、ホイール等（以下、「お預かりタイヤ等」と言います）の保管・管理に要する費用が含まれます。

3 レンタル料金の支払いは、弊社の営業所窓口にて、現金、クレジットカード決済、もしくは指定口座への銀行振込による前払いとします。

（レンタル期間）

第4条 レンタルタイヤ等のレンタル期間については、別紙レンタルサービス申込書記載のとおりとします。

（貸出・返却）

第5条 レンタルタイヤ等の貸出および返却は、本サービスの申込の際に指定された店舗、営業所にて行うものとします。

2 レンタルタイヤ等の貸出および返却は、弊社営業時間内での受付にて行うものとします。但し、返却日が弊社店舗、営業所の定休日にあたる場合は、その翌日の返却とします。

（延滞料金・キャンセル料）

第6条 利用者様が、本サービスの利用申込み時に指定された期間内にレンタルタイヤ等を返却されなかった場合、弊社の定める料金表に記載する方法によって、延滞料金を算出し、返却時にこれをお支払いいただきます。

2 レンタル料金支払後の、本サービスのキャンセルはお受けいたしかねます。この場合、既払いのレンタル料金の返金はありません。

（ご利用時のトラブルについて）

第7条 弊社のレンタルタイヤ等につきましては、利用者様への貸し出し時において、商品が正常な状態であり、通常有すべき機能を備えていることを保証します。また、弊社は、レンタルタイヤ等の使用に起因するトラブルに関して、一般的にスタッドレスタイヤがその性能を発揮する状況下において生じたと判断されるものについてのみ、その責任を負うものとします。

（禁止行為）

第8条 利用者様に対しては、以下に掲げる行為を禁止しております。

- ① レンタルタイヤ等に、新たに部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと
- ② レンタルタイヤ等の改造、または性能・機能を変更すること
- ③ 貸出時に弊社が了承した車両以外の別の車両にレンタルタイヤ等を装着し直すこと
- ④ レンタルタイヤ等を本来の用途以外に使用すること
- ⑤ レンタルタイヤ等に表示された所有者の表示や標識を甲の承諾なしに抹消したり、取り外したりすること

（レンタルタイヤ等の補償等）

第9条 レンタルタイヤ等の返却時において、レンタルタイヤ等が通常使用を超えて、貸し出し当初の形状、美観、性能等と異なるに至った場合には、当該レンタルタイヤ等の修理にかかる費用を請求いたします。また、修理が困難な場合には、弊社の定める残存価値に基づき、利用者様に補償・買取していただくこととなります。

2 レンタルタイヤ等が利用者様の管理のもとにある間に、天災、盗難等、利用者様の責めに負わない理由により、修理不能又は返却不

能となった場合でも、上記残存価値に基づき、利用者様に補償・買取していただくこととなります。

3 走行中のパンクについては、その修繕の有無に関わらず、スタッドレスタイヤとしての基本性能を著しく毀損している可能性が高く、商品として改めて貸与することが困難なため、原則として利用者様に補償・買取していただくこととなります。

(お預かりするタイヤの管理、補償、処分等)

第10条 タイヤのレンタル期間中におきましては、お預かりタイヤ等は、弊社が責任をもって安全に保管・管理いたします。

2 弊社が、利用者様のお預かりタイヤ等を保管している間に、万が一天災、盗難等によりお預かりタイヤ等に損傷が生じ、または返却不能な状態となった場合には、各種保険の適用の範囲に限り、その補償をいたします。

(レンタル期間徒過後のお預かりタイヤ等の処分)

第11条 利用者様が本サービスの利用申込み時に指定された期間内にレンタルタイヤを返却されなかった場合、弊社にて保管しているお預かりタイヤ等を、弊社が利用者様への通知、催告を行う事なく処分することができるものとします。その際、処分に要した費用は、別途利用者様のご負担となります。

(解除)

第12条 利用者様が本サービスのご利用にあたり、本契約に定める各条項に違反した場合、その他弊社との信頼関係を著しく損なう事由が生じた場合、弊社は、特段の通知、催告を行う事なく、本契約を解除することができるものとします。この場合、既払いのレンタル料金の返金はありません。

(合意管轄)

第13条 本契約に関して、弊社と利用者様との間に生じた紛争については、弊社所在地を管轄とする簡易裁判所を第一審裁判所とします。

年 月 日